

現場代理人の常駐義務緩和の対象金額の見直しについて

令和4年12月13日

入札監理課

1 金額見直しの理由

現場代理人の常駐義務緩和については、これまでも様々な措置を講じてきたが、近年の工事費の上昇を踏まえて建設業法施行令の一部が改正されたことを受け、対象金額を拡大するものである。

2 内容

【現場代理人の常駐義務緩和要件】

同一の主任技術者が管理できる工事又は特に発注者が支障がないと認めた工事

○現 行

「特に発注者が支障がないと認めた工事」とは、下記ア及びイの要件を満たすもの、かつ、個別の工事内容等により品質管理や安全管理に支障がないと発注者が判断した工事をいう。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であること。

○改正後

上記イの金額を変更する。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が4,000万円未満（建築一式工事である場合にあっては、8,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が4,000万円未満（建築一式工事である場合にあっては、8,000万円未満）であること。

3 施工時期

令和5年1月1日以降に申請のあった案件から適用する。